

平成22年 5 月 25日

徳島地方検察庁検察官

被害回復給付金の支給手続の開始について(お知らせ)

この度、当庁において、「全国会員制交際クラブ(株)アバンテ・システムズ、サンビーチ、シュプリーム」と称する架空の異性紹介業者を装って雑誌に広告を掲載し、異性の紹介を希望してきた相手方に対し、「当社のシステムに登録するのであれば、入会金を振り込んでください。」などと嘘を言って、犯人らが指定した銀行口座に現金を振込入金させていた、いわゆる振り込め詐欺事件の被害者の方々を対象に、その被害を回復していただくための手続を開始する決定を行いました。

この手続は、刑事裁判によって今回の振り込め詐欺事件の犯人から取り上げた給付資金の中から、この事件の被害に遭われた方々に、被害回復給付金として、その被害額に応じた金額を支給するというものです。

ただし、被害回復給付金の支給を受けるためには、平成22年7月26日までの支給申請期間内に、徳島地方検察庁に支給の申請をしていただく必要があります。

なお、支給対象犯罪行為の範囲及び被害回復給付金支給制度の申請手続等に関する詳しい情報は、検察庁ホームページ(<http://www.kensatsu.go.jp/>)の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載しておりますので、併せてお知らせします。

◎ 本件手続に関する問い合わせ先

〒 770-0852

徳島県徳島市徳島町2-17

徳島地方検察庁 被害回復事務担当

電話番号 088-652-5191 (代表)

(内線 186)